

第241回埼玉県都市計画審議会

令和2年3月25日午前10時30分開会

場所 ロイヤルパインズホテル浦和

○事務局 定刻になりましたので、ただいまより第241回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます埼玉県都市整備部都市計画課、副課長の石川と申します。よろしくお願ひいたします。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、委員の出席状況につきまして御報告申し上げます。現在17名の御出席をいただきまして、2分の1以上の定足数に達しております。よって、本日当審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

ここで、資料の確認をさせていただきます。事前にお送りした資料が、配付資料一覧表、委員名簿、議案概要一覧表、議案書、資料、参考資料でございます。加えて、本日机の上にお配りしておりますのが次第、座席表でございます。以上でございますが、不足はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、本会議は公開が原則のため、参考資料、意見書の写しの個人情報に関する部分は黒塗りいたしております。

それでは、この後は、審議会条例第5条第1項の規定により、尾崎会長に議長として進行をお願いしたいと存じます。

尾崎会長、よろしくお願ひいたします。

○議長（尾崎） 承知いたしました。

本日は、委員の皆様方には大変御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。皆様方の御協力をいただきまして、審議は進めてまいりたいと存じますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。なお、時節柄マスクの着用で御審議いただければと思います。もしお持ちであればということでございますので、お気兼ねなくどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず会議録の署名委員でございますけれども、本審議会運営規則の第5条第2項の規定によりまして、私から指名させていただきたいと存じます。本日は、小倉委員さん、それから木下委員さんをお願いしたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

次に、本審議会は、埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱、これに基づきまして原則公開となっております。私といたしましては、本日は非公開にすべきと思う案件はございません。委員の皆様はいかがでございますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） ありがとうございます。

それでは、本日の審議会は全て公開で進めさせていただきたいと存じます。

では、傍聴の御希望の方いらっしゃいますでしょうか。

○事務局 いらっしゃいます。

○議長（尾崎） では、ここで傍聴者の入場を許可いたします。

〔傍聴者入場〕

○議長（尾崎） では、議事に入ります前に、傍聴者の皆様方に傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局よりお配りいたしました傍聴要領、こちらをよく読んでいただきまして遵守していただきたいと存じます。この傍聴要領に反する場合には退場していただくことがございますので、どうぞ御注意ください。

それでは、ただいまより第241回埼玉県都市計画審議会の審議に入ります。

本日はお手元の次第にありますとおり、前回継続審議となりました議第5235号「新座都市計画道路の変更について」、こちらの御審議をお願いするものでございます。

では、議第5235号を議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の山科でございます。

それでは、議第5235号「新座都市計画道路の変更」につきまして御説明いたします。恐れ入りますが、着席にて説明をさせていただきます。

こちらは、2月12日開催の第240回都市計画審議会において、継続審議になりました議案でございます。説明が17分程度になることを御承知おきください。

議案書は5ページから13ページでございますが、前方のスクリーンを御覧ください。まず、議案の概要につきまして、改めて御説明をさせていただきます。今回変更する路線は、3・4・1号保谷朝霞線でございます。本路線は、国道254号との交差部を起点とし、東京都の都市計画道路である調布保谷線との接続部を終点とする延長約4,440m、代表幅員20mの都市計画道路でございます。

今回の変更は、図の左側、赤い破線の円で示した約1,740mの区間について、幅員、線形を変更し、車線数を決定いたします。この変更に合わせて名称の表記を変更いたします。

具体的な変更内容について御説明いたします。市道第41—03号線、通称産業道路から終点の東京都境までの区間について幅員を27mに変更し、併せて車線数を4に決定するものでございます。また、道路の線形については、新座市が避難所に指定する新座市立第五中学校体育館を避けた線形としております。以上のことから、赤色の部分の区域を追加し、黄色の部分の区域を削除するものでございます。

こちらの都市計画の変更について、2週間案を縦覧に供したところ、反対4通の意見書の提出がございました。意見書の要旨と県の見解は資料1に、意見書の写しは参考資料1にそれぞれまとめておりますが、内容は前回の審議会と同じでございますので、説明は割愛させていただきます。

また、新座市からは、この都市計画の変更の案に対し、賛成との回答をいただいております。

この議案につきましては、前回の審議会におきまして委員の皆様より御意見がございましたことから、その御意見を踏まえ詳細な説明をさせていただきます。今回、詳細な説明をさせていただく内容は、都市計画の幅員に関する事、都市計画変更に至る経緯に関する事、交通量予測に関する事、交通量予測以外での必要性に関する事、変更区間の設定に関する事、環境や地域分断への影響に関する事でございます。なお、パワーポイントの説明資料につきましては、地元説明会で使用した資料を活用しておりますので、御了承ください。

まず、都市計画の幅員について、横断構成で御説明いたします。現在の都市計画道路の幅員20mは、昭和43年に都市計画決定されております。当時は、車線数を定める規定はございませんでしたが、当時の技術基準からすると、4車線相当であったと考えられます。左の図は、保谷朝霞線の当初決定と同じ時代に都市計画決定し、供用されている路線の幅員構成を参考に示しております。右の図は、現在の基準に基づく標準部の幅員の構成を示したものでございまして、車道部は中央帯を含めて16m、歩道等は自転車通行帯、植樹帯を含め両側5.5mずつ確保することで広がるため、総幅員が27mとなるものでございます。今回の変更において、自転車及び歩行者の通行の安全を確保するとともに、緑化による良好な公共空間の形成や生活環境の確保を図ってまいります。

次に、今回の都市計画変更に至る経緯について御説明いたします。県では、都県境から産業道路までの区間について、幅員27m、4車線の整備を前提とする都市計画変更の方針を決定し、平成18年8月及び平成19年12月に新座市長同席のもと、地元へ説明会を開催しております。新座市は、地元から2車線による整備要望を受け、平成21年9月から平成22年6月にかけて県に対して要望を行い、都県境から産業道路までの整備であれば幅員20m、2車線で早期整備するよう伝えております。これを受け、県では交通量推計、交通量調査等を改めて実施した上で検証を行い、全線について幅員27m 4車線としての整備が必要と判断しております。その後も、県と市で協議を重ね、新座市も幅員27m、4車線での整備を了承し、平成26年2月の新座市議会において新座市長から県の整備方針について理解、協力すると答弁しているところでございます。また、地元説明会につきましては、新座市長同席のもと、平成26年と平成29年に本路線の必要性や整備方針等を御説明し、令和元年9月には最新データに基づく交通量推計を含んだ内容を御説明しております。なお、このほかにも整備に御意見をお持ちの方や用地買収を望む方への対応など、個別の対応も数多く行っております。

続きまして、本路線の将来交通量予測について御説明いたします。こちらは、令和12年度時点の道路の交通量を予測した図でございまして、この交通量予測については、平成30年2月に国が作成した最新の将来交通需要推計を使用し、令和12年の道路整備状況を勘案して、各路線の交通量を予測しております。保谷朝霞線の交通量予測については、赤の枠で示したとおり、1日当たり約2万8,000台から3万2,000台となっております。県の基準では、国の基準と同様に、交通量が1日当たり1万2,000台を超える場合は車線の数を4以上とすることから、本路線は4車線が必要と考えております。

なお、保谷朝霞線を仮に2車線で整備した場合について、簡易的に御説明をさせていただきます。緑の枠で囲われている南北方向の幹線道路である保谷朝霞線と保谷志木線の予測の交通量の合計は約3万5,000台となります。つまりこの区間には単純に約3万5,000台の交通需要があると考えられます。一方で、この区間の交通容量については、同様に県の基準に基づくと2車線での保谷朝霞線と保谷志木線の単純合計で2万4,000台となります。つまり交通容量が2万4,000台となります。したがって、交通需要が交通容量を上回ることから、本線上の渋滞が予想され、地域の課題である保谷志木線の渋滞は解消されないことが考えられます。

次に、本路線の交通量予測以外での4車線の必要性について、交通、安全、防災、地域の発展の4つの観点で御説明いたします。保谷朝霞線は、東京都の調布保谷線と接続し、埼玉県から東京都、さらには神奈川県に至る広域的な幹線道路網を形成する重要な路線でございます。東京都の調布保谷線については、代表幅員36m、4車線で都市計画決定されており、平成27年8月に全線が開通しております。新座市内の国道254号から神奈川県相模原市内の国道16号までの間で、埼玉県区間のみが未整備となっており、都県をつなぐ広域幹線道路網を構築するため、早期の整備が必要となっております。

次に、新座市内の幹線道路の状況です。左の図は、市内の国道及び県道の混雑状況を示したもので、赤線で示す区間では日中において連続的な混雑が生じております。新座市内の幹線道路は、東西方向では国道254号や関越自動車道といった大規模な幹線道路がありますが、南北方向には広域的な交通を担う4車線以上の道路が未整備となっております。このため、限られた幹線道路に交通が集中し、特に国道254号より南側で慢性的な交通渋滞が発生している状況でございます。右下の写真は、保谷志木線と産業道路が交差する片山交差点における平日夕方の状況です。ピーク時の16時台には保谷志木線の上り線で最大320mの渋滞が発生し、交差点の通過に約7分もの時間を要するため、路線バスなどの運行にも影響が生じております。これらのことから、慢性的な混雑を緩和するために、南北方向の4車線での幹線道路の整備が必要と考えております。

次に、地域の安全の観点です。こちらは都県境の道路網を拡大したものでございます。図の中央、縦方向の点線が保谷朝霞線でございます。現在、東京都の調布保谷線を介して東京都と新座市、朝霞市方面を往来するには、保谷志木線や産業道路から練馬所沢線を経由する必要があります。現状では、通学路にも指定されている生活道路が、都内方面と行き来する車の抜け道となっており、歩行者や自転車の通行が危険な状況となっております。地域の安全性を高めるため、現在の通過交通を適切に保谷朝霞線に誘導し、生活道路への流入を抑制する必要があります。なお、2車線の整備では周辺の幹線道路の混雑が緩和されず、生活道路への流入が懸念され、地域の安全性に課題が残ると考えております。

次に、防災の観点です。左の図は、保谷朝霞線周辺の緊急輸送道路と防災拠点を示したものでございます。保谷朝霞線の沿線には、消防署、救急医療機関や避難場所が多数存在しております。首

都直下地震などの大規模災害時には、地域の方々の避難をはじめ、広域的な救護活動や緊急物資の輸送などを円滑に行う必要がございます。また、保谷朝霞線周辺地域では、保谷志木線や産業道路などでも幅員が10m前後と狭い区間があるほか、防災対策が必要な住宅密集地もございます。災害時には、写真のように電柱や建物等の倒壊が車道に影響し、狭い幅員の道路では通行できなくなるおそれがございます。このような観点から、地域の防災性を向上させるため、避難、救護、物資輸送等に用いる災害に強い広幅員の道路が必要となっております。

最後に、地域の発展の観点です。保谷朝霞線は、上位計画でございます埼玉県の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や新座市の第4次新座市基本構想総合振興計画及び都市計画マスタープランに広域の都市間を接続する幹線道路として位置づけられております。また、今後幹線道路である保谷朝霞線が整備されれば、道路をきっかけとした新たなまちづくりによる地域の活性化など大きな効果が期待されます。

以上が交通量予測以外での必要性でございます。

次に、保谷朝霞線の変更区間の設定について御説明いたします。県では、都県境から国道254号までの全線を幅員27mの4車線道路として整備する方針でございますが、事業実施に当たっては、産業道路を工区境とし、産業道路以南から着手する予定としております。都市計画において、道路網を早期に形成していく観点から、この整備方針を踏まえ、都市計画変更に必要な関係機関の調整が整った産業道路以南について、先行して都市計画変更を行うものでございます。また、産業道路以北については、現在検討している国道254号との交差形状などの調整が整い次第、都市計画変更に向けた作業を進めてまいります。なお、平成29年の地元説明会において、段階的な都市計画変更について地元にご説明をさせていただいております。

次に、沿道の環境や地域の分断及び交通安全などへの影響について御説明いたします。埼玉県環境影響評価条例では、環境影響評価を実施する対象は4車線で、延長5km以上の道路となっております。保谷朝霞線は条例の基づく調査の対象となっております。今回お示しするものは、自主的に環境に係る影響を調査したものでございます。また、データについては4車線、27mで整備した際の予測でございます。予測地点は、盛土構造の地点①、平面構造の地点②を設定しております。調査結果につきましては、大気質については二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに環境基準を満足しております。騒音については、道路端での予測数値を示しておりますが、昼夜間ともに環境基準を満足しております。振動については、基準値が要請限度という呼び名になりますが、昼夜間ともに要請限度を下回っております。

次に、地域の分断や交通安全などへの影響について御説明いたします。計画道路の横断箇所は、現況の道路の利用状況を参考に検討しております。まず、幹線道路のために交通量が多い県道練馬所沢線、保谷志木線、産業道路及び主要な生活道路である武野通りについては、交差点化について交通管理者等と調整をしております。その他の横断箇所については、通学路の指定状況や地域の方

々の利用状況を踏まえ、新座市と位置を検討し、調整を行っております。また、4車線と2車線での公差点の箇所や歩行者の横断は変わらないと考えており、引き続き安全性を確保しつつ、地域への影響が抑えられるよう、交通管理者等と調整を行い、配慮してまいる予定でございます。

前回の審議会での御意見も踏まえ、以上御説明させていただきました。

議第5235号の説明は以上でございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○議長（尾崎） では、ただいまの説明に関しまして御意見、御質問はございますでしょうか。いかがでしょうか。

では、村山委員さん。

○村山委員 詳細な御説明ありがとうございました。今回の都市計画変更案がどういう経緯で、またどのような考え方に基づいて出されているかというのは、私なりによく理解できました。特にその内容については質問や異論はないのですけれども、依然として一部の市民の方が20m、2車線がよいとおっしゃっています。行政案のこの考え方だと、仮に20m、2車線にした場合は周辺の生活道路に自動車交通が行ってしまって、生活環境が脅かされると、そのマイナスの影響があるので、4車線を推進するという考え方だというふうに理解しています。そのことについて、反対されている方々は御理解いただいているのでしょうか。御理解いただいた上でも、やはり20m、2車線がいいというふうにおっしゃっているのでしょうか。その辺のことについて今わかる範囲で御回答いただきたいなというふうに思います。それが1点です。

もう一つは、前回の審議会から今日までの間に、市民の皆さんとの何か対話などはありましたでしょうか。

以上2つお願いします。

○議長（尾崎） では、答弁願います。

○幹事（都市計画課長） 地元の一部の方については、やはり2車線で整備してほしいという要望についてはいろいろ話合いを設けておりますが、変わっていない状況でございます。前回からの審議会から、ただ説明会以降問い合わせや個別対応などがあるのですが、かなり早く整備してほしいという意見も地元から数多く頂いている状況です。前回の開催から住民に対する説明という話合いなのですが、一応個別対応といたしましては、3月23日に意見書をいただいた方と直接お話をさせていただいております。都市計画課、道路街路課、朝霞県土整備事務所の3者で話合いをさせていただいております。

以上です。

○議長（尾崎） では、よろしければ。

○村山委員 ありがとうございます。差し支えなければ、その3月23日の会合というか、対話でどのようなやりとりがあって、詳細全部お伝えいただく必要はないかもしれませんが、大体どのようなことを話し合われて、結論としてどうなったのかだけ教えていただけますでしょうか。

○議長（尾崎） いかがでしょうか。

○幹事（都市計画課長） 県からは、改めて4車線、27mの幅員の必要性を説明させていただきました。ただ、地元の方については、やはり2車線で20mで整備してほしいという主張は変わっていないということで、結果的には平行線になっているという状況でございます。

以上です。

○村山委員 わかりました。ありがとうございました。

以上です。

○議長（尾崎） ほかにございますでしょうか。ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） そうしますと、御質問等ないようですので、よろしいでしょうか。

それでは、議第5235号の議案について採決したいと存じます。よろしゅうございますか。

原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） 御異議ないものとして本案は原案のとおり決定いたします。

そうしますと、以上をもちまして本日の議事は終了いたしました。御意見、御協力大変ありがとうございました。

それでは、傍聴者の方々につきましては、事務局の指示に従って御退席をお願い申し上げます。

〔傍聴者退場〕

○議長（尾崎） それでは、ここ私、議長の任を解かせていただきまして、事務局にお返しいたします。よろしく申し上げます。

○事務局 尾崎会長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様には御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

ここで、今年度最後の都市計画審議会となりますので、和栗都市整備部長より御挨拶を申し上げます。

○都市整備部長 都市整備部長の和栗でございます。今年度最後の都市計画審議会でございますので、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

委員の皆様方には大変お忙しい中、御出席を賜り、また慎重に御審議いただきまして、誠にありがとうございます。今年度につきましては、当審議会を4回開催させていただきました。今回の案件も含め合計15件の議案を御審議いただきました。県といたしましては、今後も人口減少、超高齢社会への対応など、時代の要請に応じた都市計画行政を適切に推進してまいり所存でございます。委員の皆様方には、今後とも御指導、御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。どうも大変ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。

それでは、これもちまして第241回埼玉県都市計画審議会を閉会といたします。
本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

午前10時59分 閉 会